

## 考查項目別運用表

1. 工事名                   ●●●●●工事  
 2. 工期                   平成●●年●●月●●日～平成●●年●●月●●日  
 3. 請負業者               株●●●●●

所属名：                   ●●課

( 第一次評定者 )

考查項目	細別	評価	配点	評価コメント
1. 施工体制	I. 施工体制一般	a	1	施工体制が優れている
		b	0.5	施工体制が良好である
	加減点	c	0	施工体制が適切である
		d	-5	施工体制がやや不適切である
		e	-10	施工体制が不適切である
		<p>「評価対象項目1」 (該当あれば e 評価)</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p> <p>「評価対象項目2」 (該当あれば d 評価)</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p> <p>「評価対象項目3」</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 現場の施工体制 (品質管理、安全管理を含む) が、書面と一致している。</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度 (建退共) の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。又は指示事項に対する改善が速やかに実施されている。</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> その他：</p> <p>(理由：)</p> <p style="margin-left: 20px;">↑ 評価数 (イ) 件</p> <p style="margin-left: 20px;">↑ 評価対象項目数 (ロ) 件</p> <p style="margin-left: 20px;">評価値 (イ) / (ロ) % →</p> <p>① 当該のうち、評価対象外項目の□のレマークをはずす。</p> <p>② 対象外項目のある場合は評価対象項目数を母数として、比率 (%) で評価する</p> <p>③ 評価値 (     %) = 該当項目数 (     ) / 評価対象項目数 (     )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は C 評価とする。</p> <p>● 判断基準</p>		

評価値が90%以上 . . . . . a  
 評価値が80%以上90%未満 . . . . . b  
 評価値が60%以上80%未満 . . . . . c  
 評価値が60%未満 . . . . . d

II. 配置技術者(現場代理人等)

加減点

a	3	配置技術者として優れている
b	1.5	配置技術者として良好である
c	0	配置技術者として適切である
d	-5	配置技術者としてやや不適切である
e	-10	配置技術者として不適切である

「評価対象項目1」(該当あれば e 評価)

配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

「評価対象項目2」(該当あれば d 評価)

配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。

「評価対象項目3」

- 現場代理人として、工事全体の把握ができています。
- 現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。
- 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。
- 約款第18条(条件変更等)第1項に基づく設計図書の照査を行っている。
- 書類及び資料が適切に整理されている。
- 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。
- 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
- 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。
- 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。
- 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。
- 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
- 「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。又は指示事項に対する改善が速やかに実施されている。

その他：  
(理由：)

↑評価数(イ) 件

↑評価対象項目数(ロ) 件

評価値(イ)/(ロ) %→

- ①当該のうち、評価対象外項目の□のレマークをはずす。
- ②対象外項目のある場合は評価対象項目数を母数として、比率（％）で評価する
- ③評価値（      ％）＝該当項目数（    ）／評価対象項目数（    ）
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準

- 評価値が90%以上            ..... a
- 評価値が80%以上90%未満   ..... b
- 評価値が60%以上80%未満   ..... c
- 評価値が60%未満            ..... d

2. 施工状況

I. 施工管理

加減点

a	4	施工管理が優れている
b	2	施工管理が良好である
c	0	施工管理が適切である
d	-5	施工管理がやや不適切である
e	-10	施工管理が不適切である

「評価対象項目1」（該当あれば e 評価）

- 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

「評価対象項目2」（該当あれば d 評価）

- 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。

「評価対象項目3」

- 約款第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。
- 施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。
- 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。
- 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。
- 施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。
- 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。
- 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。
- 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。
- 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。
- 現場内での整理整頓が、日常的に行われている。
- 使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。
- 社内検査が計画的に行われている。

- 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。
- 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
- 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
- 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。又は指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
- その他：

(理由：)

↑ 評価数 (イ) 件

↑ 評価対象項目数 (ロ) 件

評価値 (イ) / (ロ) % →

- ① 当該のうち、評価対象外項目の□のレマークをはずす。
- ② 対象外項目のある場合は評価対象項目数を母数として、比率 (%) で評価する
- ③ 評価値 ( ) % = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

● 判断基準

評価値が90%以上 . . . . . a

評価値が80%以上90%未満 . . . . . b

評価値が60%以上80%未満 . . . . . c

評価値が60%未満 . . . . . d

II. 工程管理

加減点

a	4	工程管理が優れている
b	2	工程管理が良好である
c	0	工程管理が適切である
d	-5	工程管理がやや不適切である
e	-10	工程管理が不適切である

「評価対象項目1」 (該当あれば e 評価)

- 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

「評価対象項目2」 (該当あれば d 評価)

- 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。

「評価対象項目3」

- 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
- 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
- 工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び施設管理者等に対し、影響を及ぼす工程の遅れが無い。
- 現場又は施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。

- 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
- 請負者の責による夜間や休日の作業が無い。
- 近隣住民（施設管理者等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
- 「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。又は指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
- その他：

(理由：)

↑評価数(イ) 件

↑評価対象項目数(ロ) 件

評価値(イ) / (ロ) %→

- ①当該のうち、評価対象外項目の□のレマークをはずす。
- ②対象外項目のある場合は評価対象項目数を母数として、比率(%)で評価する
- ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準

- 評価値が90%以上 . . . . . a
- 評価値が80%以上90%未満 . . . . . b
- 評価値が60%以上80%未満 . . . . . c
- 評価値が60%未満 . . . . . d

III. 安全対策

加減点

a	5	安全対策が優れている
b	2.5	安全対策が良好である
c	0	安全対策が適切である
d	-5	安全対策がやや不適切である
e	-10	安全対策が不適切である

「評価対象項目1」(該当あれば e 評価)

- 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

「評価対象項目2」(該当あれば d 評価)

- 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。

「評価対象項目3」

- 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。
- 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。
- 各種安全パトロールで指摘が無い、又は指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。
- 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。
- 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。

- 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
  - 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。
  - 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
  - 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
  - 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
  - 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
  - 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
  - 過積載防止に十分に取り組んでいる。
  - 「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。又は指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
  - その他：
- (理由：)

↑評価数(イ) 件  
 ↑評価対象項目数(ロ) 件  
 評価値(イ)/(ロ) %→

- ①当該のうち、評価対象外項目の□のレマークをはずす。
- ②対象外項目のある場合は評価対象項目数を母数として、比率(%)で評価する
- ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準

- 評価値が90%以上 . . . . . a
- 評価値が80%以上90%未満 . . . . . b
- 評価値が60%以上80%未満 . . . . . c
- 評価値が60%未満 . . . . . d

IV. 対外関係

加減点

a	2	対外関係が優れている
b	1	対外関係が良好である
c	0	対外関係が適切である
d	-2.5	対外関係がやや不適切である
e	-5	対外関係が不適切である

- 「評価対象項目1」(該当あれば e 評価)
- 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
- 「評価対象項目2」(該当あれば d 評価)
- 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。

「評価対象項目3」

- 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生が無い。
- 工事施工にあたり、近隣住民（施設管理者等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。
- 完成時に施設管理者等に対する保守管理についての適切な説明書が作成されている。
- 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。
- 近隣住民（施設管理者等を含む）対策を実施し、苦情が無い。又は苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルが無い。
- 現場のイメージアップに、取り組んでいる。
- 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。又は指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
- その他：

(理由：)

↑ 評価数 (イ) 件

↑ 評価対象項目数 (ロ) 件

評価値 (イ) / (ロ) %→

- ①当該のうち、評価対象外項目の□のレマークをはずす。
- ②対象外項目のある場合は評価対象項目数を母数として、比率(%)で評価する
- ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準

- 評価値が90%以上 . . . . . a
- 評価値が80%以上90%未満 . . . . . b
- 評価値が60%以上80%未満 . . . . . c
- 評価値が60%未満 . . . . . d

3. 出来形及び出来ばえ

I. 出来形

加減点

a	4	出来形が優れている
b	2	出来形が良好である
c	0	出来形が適切である
d	-2.5	出来形がやや不適切である
e	-5	出来形が不適切である

工 種 : 建築工事 (採用)

「評価対象項目1」(該当あれば e 評価)

- 約款第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。

「評価対象項目2」(該当あれば d 評価)

- 出来形の管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。

「評価対象項目3」

- 製品・機器類の出来形が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
- 施工の出来形が、施工図等により確認でき、設計図書を満足している。

- 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
- 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
- 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
- 出来形の管理方法を工夫している。
- 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
- 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
- その他：

(理由：)

↑評価数 (イ) 件

↑評価対象項目数 (ロ) 件

評価値 (イ) / (ロ) %→

- ①当該のうち、評価対象外項目の□のレマークをはずす。
- ②対象外項目のある場合は評価対象項目数を母数として、比率 (%) で評価する
- ③評価値 ( ) % = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準

- 評価値が90%以上 . . . . . a
- 評価値が80%以上90%未満 . . . . . b
- 評価値が60%以上80%未満 . . . . . c
- 評価値が60%未満 . . . . . d

II. 品質  加減点	a	5	品質が優れている
	b	2.5	品質が良好である
	c	0	品質が適切である
	d	-2.5	品質がやや不適切である
	e	-5	品質が不適切である

※ 工種ごとに設定。(別紙)

工 種 : 建築工事 (採用)

「評価対象項目1」 (該当あれば e 評価)

約款第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。

「評価対象項目2」 (該当あれば d 評価)

品質の管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。

「評価対象項目3」

材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。

品質確認記録の内容が、適切である。

- 施工の各段階における完了時の品質が、適切である。
- 躯体工事における施工の品質が、良好である。
- 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
- 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
- その他：

(理由：)

↑評価数(イ) 件

↑評価対象項目数(ロ) 件

評価値(イ) / (ロ) %→

- ①当該のうち、評価対象外項目の□のレマークをはずす。
- ②対象外項目のある場合は評価対象項目数を母数として、比率(%)で評価する
- ③評価値( %) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準

評価値が90%以上 . . . . . a

評価値が80%以上90%未満 . . . . . b

評価値が60%以上80%未満 . . . . . c

評価値が60%未満 . . . . . d

## 考查項目別運用表

( 第一次評定者 )

考查項目	細別	評点	工夫の内容及び具体的内容を記載
5. 創意工夫	1. 創意工夫 記述評価 【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	点	
	キーワード評価		技術力キーワード一覧表
	評価項目数 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 準備・後片づけ関係                             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 1. 測量・位置出しにおける工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 2. 現地調査方法の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 3. その他： (理由：)</li> </ul> </li> <li>■ 施工関係                             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 5. 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少又はリサイクルに対する積極的な取組み</li> <li><input type="checkbox"/> 6. 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 7. 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 8. 電気設備工事等の配線、配管等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 9. 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 10. 照明・視界確保等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 12. 運搬車両・施工機械等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 13. 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 14. 施工管理及び品質向上等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 15. プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 16. 仮設施工等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 17. 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 18. 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 19. 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 20. その他： (理由：)</li> </ul> </li> <li>■ 品質関係                             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 21. 集計ソフト等の活用と工夫</li> </ul> </li> </ul>	

- 22. 躯体工事の品質管理の工夫
- 23. 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫
- 24. 施工の検査・試験に関する工夫
- 25. 品質記録方法の工夫
- 26. その他：

(理由：)

■ 安全衛生関係

- 27. 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
- 28. 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫
- 29. 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、
- 30. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理又は粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
- 31. 周辺道路等の事故防止又は一般交通確保等のための工夫
- 32. 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫
- 33. 作業時における作業環境改善等の工夫
- 34. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
- 35. その他：

(理由：)

■ 施工管理関係

- 36. 出来形の管理等に関する工夫
- 37. 施工計画書又は写真記録等に関する工夫
- 38. 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫
- 39. C A D、施工管理ソフト等の活用
- 40. C A L Sを活用した施工管理の工夫
- 41. その他：

(理由：)

■ その他

- 42. その他：

(理由：)

※別紙

(工種ごとの評価対象項目・1次評価者)

Ⅱ.品質

「評価対象項目3」

建築工事

- 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
- 品質確認記録の内容が、適切である。
- 施工の各段階における完了時の品質が、適切である。
- 躯体工事における施工の品質が、良好である。
- 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
- 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
- その他：（理由：）

電気設備工事・機械設備工事

- 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
- 品質確認記録の内容が、適切である。
- 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
  
- システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
  
- 機材及び施工の品質が、良好である。
- 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
- その他：（理由）

## 考查項目別運用表

1. 工事名                    ●●●●●工事  
 2. 工期                    平成●●●年●●●月●●●日～平成●●●年●●●月●●●日  
 3. 請負業者                ㈱●●●●●

所 属 名:                    ●●●課

( 第二次評定者 )

考 査 項 目	細 別	評 価	配 点	評 価 コ メ ン ト	
2. 施工状況	II. 工程管理  加減点	a	2	工程管理が優れている	
		b	1	工程管理が良好である	
		c	0	工程管理が適切である	
		d	-7.5	工程管理がやや不適切である	
		e	-15	工程管理が不備である	
		「評価対象項目1」 (評価対象項目2の該当項目を総合的に判断して評価する)			
		<input type="checkbox"/> 工程管理が優れている <input type="checkbox"/> 工程管理が良好である <input type="checkbox"/> 工程管理が適切である <input type="checkbox"/> 工程管理がやや不適切である <input type="checkbox"/> 工程管理が不適切である			
「評価対象項目2」					
<input type="checkbox"/> 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 <input type="checkbox"/> 近隣住民 (施設管理者等を含む) 調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 配置技術者 (現場代理人等) の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 <input type="checkbox"/> その他 : (理由 : )					
↑評価数 (イ) 件 ↑評価対象項目数 (ロ) 件 評価値 (イ) / (ロ) %→					
評価対象項目2の該当項目を総合的に判断して a、b、c、d、e 評価を行う。					
●判断基準					
該当項目数が4以上・・・・・・・・・・ a 該当項目数が2以上・・・・・・・・・・ b 該当項目数が1以下・・・・・・・・・・ c 工程管理に対し、文書指導を行った。・・・・・・ d 工程管理を怠ったことにより工期延期した。・・・・ e					

III. 安全対策  加減点	a	3	安全対策が優れている
	b	1.5	安全対策が良好である
	c	0	安全対策が適切である
	d	-7.5	安全対策がやや不適切である
	e	-15	安全対策が不適切である

「評価対象項目1」（評価対象項目2の該当項目を総合的に判断して評価する）

- 安全対策が優れている
- 安全対策が良好である
- 安全対策が適切である
- 安全対策がやや不適切である
- 安全対策が不適切である

「評価対象項目2」

- 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。
- 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。
- 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。
- 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
- 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。
- その他：

(理由：)

↑評価数（イ） 件

↑評価対象項目数（ロ） 件

評価値（イ） / （ロ） %→

評価対象項目2の該当項目を総合的に判断して a、b、c、d、e 評価を行う。

●判断基準

該当項目数が5以上・・・・・・・・・・ a

該当項目数が2以上・・・・・・・・・・ b

該当項目数が1以下・・・・・・・・・・ c

安全対策に対し、文書指導を行った。・・・・・・ d

安全対策を怠ったことにより工期延期した。・・・・ e

6. 社会性等	1. 地域への貢献等				
	加減点	a	10	地域への貢献が優れている	
		a'	7.5	地域への貢献がやや優れている	
		b	5	地域への貢献が良好である	
		b'	2.5	地域への貢献がやや良好である	
		c	0	他の評価に該当しない	
<p>「評価対象項目1」（評価対象項目2の該当項目を総合的に判断して評価する）</p> <p style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 地域への貢献が優れている  <input type="checkbox"/> 地域への貢献がやや優れている  <input type="checkbox"/> 地域への貢献が良好である  <input type="checkbox"/> 地域への貢献がやや良好である  <input type="checkbox"/> 他の評価に該当しない </p> <p>「評価対象項目2」</p> <p style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 災害時等に地域への救援活動等に協力した。  <input type="checkbox"/> 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。  <input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。  <input type="checkbox"/> 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。  <input type="checkbox"/> 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。  <input type="checkbox"/> その他： </p> <p style="margin-left: 20px;">(理由：)</p> <p style="margin-left: 40px;">↑評価数（イ） 件</p> <p style="margin-left: 40px;">↑評価対象項目数（ロ） 件</p> <p style="margin-left: 40px;">評価値（イ） / （ロ） %→</p> <p style="margin-left: 20px;">評価対象項目2の該当項目を総合的に判断して a、a'、b、b'、c 評価を行う。</p> <p>●判断基準</p> <p style="margin-left: 20px;">該当項目数が5以上・・・・・・・・ a</p> <p style="margin-left: 20px;">該当項目数が4 ・・・・・・・・ a'</p> <p style="margin-left: 20px;">該当項目数が3 ・・・・・・・・ b</p> <p style="margin-left: 20px;">該当項目数が2 ・・・・・・・・ b'</p> <p style="margin-left: 20px;">該当項目数が1以下・・・・・・・・ c</p> <p>1. 第二次評定者は、第一次評定者の意見を参考に総合的な評価を行う、</p> <p>2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。</p>					

- 3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。
- 4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

8. 総合評価技術提案

技術提案履行確認


「評価対象項目」

- 履行
- 不履行
- 対象外

考查項目別運用表

( 第二次評定者 )

考查項目	細別	評点	工事特性のキーワード詳細
4. 工事特性	1. 施工条件等への対応	<p>点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事特性は、最大20点の加点評価とする。</li> <li>・第一次評定者が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。</li> <li>・評価にあたっては、第一次評価者等の意見も参考に評価する。</li> </ul>	
		対応事項	[事例] 具体的な施工条件等への対応事例
		<p>■ 建物規模への対応（1つ以上にレ点がつけば2点加点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 1. 延べ面積10,000㎡以上の建物</li> <li><input type="checkbox"/> 2. 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物</li> <li><input type="checkbox"/> 3. 大空間のホール等を有する建物</li> <li><input type="checkbox"/> 4. その他：</li> </ul> <p>(理由：)</p>	
		<p>■ 建物固有の機能の難しさへの対応（1つ以上にレ点がつけば2点加点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 5. 対象建物の耐震レベル</li> <li><input type="checkbox"/> 6. 建物機能の特殊性</li> <li><input type="checkbox"/> 7. その他：</li> </ul> <p>(理由：)</p>	<p>□ [評価技術事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びa類に属する工事</li> <li>□ ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事</li> <li>□ ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物</li> </ul>
		<p>■ 建物固有の施工技術の難しさへの対応（1つ以上にレ点がつけば2点加点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 8. 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】</li> <li><input type="checkbox"/> 9. 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性</li> <li><input type="checkbox"/> 10. 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合</li> <li><input type="checkbox"/> 11. その他：</li> </ul> <p>(理由：)</p>	<p>□ [評価技術事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事</li> <li>□ ・特殊な工法及び材料等を採用した工事</li> <li>□ ・特殊な設備システムを採用した工事</li> <li>□ ・免震装置を設ける工事</li> <li>□ ・大規模な山留め工法が必要な工事</li> <li>□ ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事</li> <li>□ ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事</li> </ul>
		<p>■ 厳しい自然・地盤条件への対応（1つ以上にレ点がつけば2点加点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 12. 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時）</li> <li><input type="checkbox"/> 13. 軟弱地盤、支持地盤の影響</li> <li><input type="checkbox"/> 14. 雨・雪・風・気温等の影響</li> <li><input type="checkbox"/> 15. その他：</li> </ul> <p>(理由：)</p>	<p>□ [評価技術事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事</li> <li>□ ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事</li> <li>□ ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事</li> </ul>

<p>■ 厳しい周辺環境、社会条件との対応（1つ以上にレ点がつけば2点加点）</p> <p><input type="checkbox"/> 16. 地中埋設物等の作業障害</p> <p><input type="checkbox"/> 17. 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物</p> <p><input type="checkbox"/> 18. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮</p> <p><input type="checkbox"/> 19. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮</p> <p><input type="checkbox"/> 20. その他：</p> <p>(理由：)</p>	<p>□ [評価技術事例]</p> <p><input type="checkbox"/> 工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事</p> <p><input type="checkbox"/> 住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事</p> <p><input type="checkbox"/> 有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事</p>
<p>■ 施工現場での対応（1つ以上にレ点がつけば2点加点）</p> <p><input type="checkbox"/> 21. 【長期工事における安全確保への対応】</p> <p><input type="checkbox"/> 22. 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く）</p> <p><input type="checkbox"/> 23. 【災害等での臨機の措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 24. 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事</p> <p><input type="checkbox"/> 25. 【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】</p> <p><input type="checkbox"/> 26. 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事</p> <p><input type="checkbox"/> 27. 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事</p> <p><input type="checkbox"/> 28. 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事</p> <p><input type="checkbox"/> 29. 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事</p> <p><input type="checkbox"/> 30. 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある工事</p> <p><input type="checkbox"/> 31. 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事</p> <p><input type="checkbox"/> 32. 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 33. 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事</p> <p><input type="checkbox"/> 34. 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事</p> <p><input type="checkbox"/> 35. その他：</p> <p>(理由：)</p>	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 第一次評定者が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、第一次評価者等の意見も参考に評価する。

## 審査項目別運用表

（ 第二次評定者 ）

審査項目	細別	法令遵守の該当項目一覧表																						
7. 法令遵守等	1. 法令遵守等  <b>減点 0点</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">措置内容</th> <th style="width: 20%;">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 項目該当なし</td> <td style="text-align: center;">0点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 指名停止3ヶ月以上</td> <td style="text-align: center;">-20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">-15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">-13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">-10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 文書注意</td> <td style="text-align: center;">-8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 口頭注意</td> <td style="text-align: center;">-5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）</td> <td style="text-align: center;">-3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 総合評価落札方式において、入札時に加点評価された項目が達成されず、契約金額の減額又は損害賠償請求を行った。</td> <td style="text-align: center;">-10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他：</td> <td style="text-align: center;">点</td> </tr> </tbody> </table> <p>①本審査項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>②「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p>[上記で評価する場合の適用事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。</li> <li><input type="checkbox"/> 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。</li> <li><input type="checkbox"/> 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</li> <li><input type="checkbox"/> 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li><input type="checkbox"/> 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。</li> <li><input type="checkbox"/> 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。</li> <li><input type="checkbox"/> 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</li> <li><input type="checkbox"/> 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> </ul>	措置内容	点数	<input type="checkbox"/> 項目該当なし	0点	<input type="checkbox"/> 指名停止3ヶ月以上	-20点	<input type="checkbox"/> 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	<input type="checkbox"/> 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	<input type="checkbox"/> 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	<input type="checkbox"/> 文書注意	-8点	<input type="checkbox"/> 口頭注意	-5点	<input type="checkbox"/> 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	-3点	<input type="checkbox"/> 総合評価落札方式において、入札時に加点評価された項目が達成されず、契約金額の減額又は損害賠償請求を行った。	-10点	<input type="checkbox"/> その他：	点
措置内容	点数																							
<input type="checkbox"/> 項目該当なし	0点																							
<input type="checkbox"/> 指名停止3ヶ月以上	-20点																							
<input type="checkbox"/> 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点																							
<input type="checkbox"/> 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点																							
<input type="checkbox"/> 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点																							
<input type="checkbox"/> 文書注意	-8点																							
<input type="checkbox"/> 口頭注意	-5点																							
<input type="checkbox"/> 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	-3点																							
<input type="checkbox"/> 総合評価落札方式において、入札時に加点評価された項目が達成されず、契約金額の減額又は損害賠償請求を行った。	-10点																							
<input type="checkbox"/> その他：	点																							

- 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
- 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
- 15. 特記事項（暫定評価の明示及び理由等記入）：  
（理由：）



評価値（イ） / （ロ） %→

- ①当該のうち、評価対象外項目の□のレマークをはずす。
- ②対象外項目のある場合は評価対象項目数を母数として、比率（%）で評価する
- ③評価値（ %） = 該当項目数（ ） / 評価対象項目数（ ）
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準

評価値が90%以上 . . . . . a

評価値が80%以上90%未満 . . . . . b

評価値が60%以上80%未満 . . . . . c

評価値が60%未満 . . . . . d

3. 出来形及び出来ばえ

1. 出来形

加減点

a	10	出来形が特に優れている
a'	7.5	出来形が優れている
b	5	出来形が特に良好である
b'	2.5	出来形が良好である
c	0	出来形が適切である
d	-10	出来形がやや不適切である
e	-20	出来形が不適切である

工 種 : 建築工事 (採用)

「評価対象項目1」 (該当あれば e 評価)

- 出来形が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目2」 (該当あれば d 評価)

- 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。

「評価対象項目3」

- 材料・機材の出来形が、承諾図等により確認出来、設計図書を満足していることが確認できる。
- 施工の出来形が、施工図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
- 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
- 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
- 出来形の管理方法が工夫されていることが確認できる。
- 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
- 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。

- 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
  - 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切に処分をしていることが確認できる。
  - その他：
- (理由：)

↑評価数(イ) 件  
 ↑評価対象項目数(ロ) 件  
 評価値(イ)/(ロ) %→

- ①当該のうち、評価対象外項目の□のレマークをはずす。
- ②対象外項目のある場合は評価対象項目数を母数として、比率(%)で評価する
- ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

評価値が90%以上 . . . . . a  
 評価値が80%以上90%未満 . . . . . a'  
 評価値が70%以上80%未満 . . . . . b  
 評価値が60%以上70%未満 . . . . . b'  
 評価値が50%以上60%未満 . . . . . c  
 評価値が50%未満 . . . . . d

II. 品質  
  
 加減点  
  
 ※ 工種ごとに設定。(別紙)

a	15	品質が特に優れている
a'	12	品質が優れている
b	7.5	品質が特に良好である
b'	4	品質が良好である
c	0	品質が適切である
d	-12.5	品質がやや不適切である
e	-25	品質が不適切である

工 種 : 建築工事 (採用)

「評価対象項目1」(該当あれば e 評価)

品質が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「評価対象項目2」(該当あれば d 評価)

品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。

「評価対象項目3」

材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。

- 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
- 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
- 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
- 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
- 建具、ユニット等の性能および機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
- 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
- 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
- その他：

(理由：)

- ①当該のうち、評価対象外項目の□のレマークをはずす。
- ②対象外項目のある場合は評価対象項目数を母数として、比率（％）で評価する
- ③評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準

- 評価値が90％以上            . . . . . a
- 評価値が80％以上90％未満            . . . . . a'
- 評価値が70％以上80％未満            . . . . . b
- 評価値が60％以上70％未満            . . . . . b'
- 評価値が50％以上60％未満            . . . . . c
- 評価値が50％未満            . . . . . d

III. 出来ばえ

加減点

※ 工種ごとに設定。(別紙)

a	5	全体的な完成度が優れている
b	2.5	全体的な完成度が良好である
c	0	全体的な完成度が適切である
d	-5	全体的な完成度が劣っている

工 種    :    建築工事            (採用)

「評価対象項目1」（該当あれば d 評価）

出来ばえが劣っている

「評価対象項目2」

- きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
- 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
- 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
- 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
- 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
- 材料・製品の割付やとおり等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
- 保身に配慮した施工がなされている。
- その他：

（理由：）

↑評価数（イ） 件

↑評価対象項目数（ロ） 件

評価値（イ） / （ロ） %→

- ①当該のうち、評価対象外項目の□のレマークをはずす。
- ②対象外項目のある場合は評価対象項目数を母数として、比率（%）で評価する
- ③評価値（      %）＝該当項目数（      ） / 評価対象項目数（      ）
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準

評価値が90%以上      ・ ・ ・ ・ ・ a

評価値が80%以上90%未満      ・ ・ ・ ・ ・ b

評価値が80%未満      ・ ・ ・ ・ ・ c

## ※別紙

(工種ごとの評価対象項目・1次評価者)

### Ⅱ.品質

「評価対象項目3」

#### 建築工事

- 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
- 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
- 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
- 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
- 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
- 建具、ユニット等の性能および機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
- 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
- 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
- その他：（理由）

#### 電気設備工事・機械設備工事

- 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
- 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
- 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
- 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。
- 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
- 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
- システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
- システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
- 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録等により確認できる。
- 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
- 運転・点検上の表示および危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
- その他：（理由）

### Ⅲ.出来ばえ

「評価対象項目3」

#### 建築工事

- きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
- 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
- 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
- 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
- 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
- 材料・製品の割付やおり等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
- 保全に配慮した施工がなされている。
- その他：（理由）

#### 電気設備工事・機械設備工事

- きめ細やかな施工がなされている。
- 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
- 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
- 環境負荷低減への対策が優れている。
- 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
- その他：（理由）